

〔4〕 機械等

■ 特定機械等に関する規制

特に危険な作業を必要とする**特定機械等**については、製造の前段階から、設置、使用に至るまで一貫した次のような規制が設けられています。

- (1) あらかじめ製造の許可を受けた上で製造しなければなりません。
- (2) 製造時等に都道府県労働局長等の検査を、設置時等に労働基準監督署長の検査を受けなければならず、これに合格しなければ検査証が交付されません（この検査証を受けていないと使用等が禁止されます）。
- (3) 検査証には有効期間が定められており、性能検査を受けてそれを更新していくことにより、構造上の劣化や安全機能の低下を防止していきます。

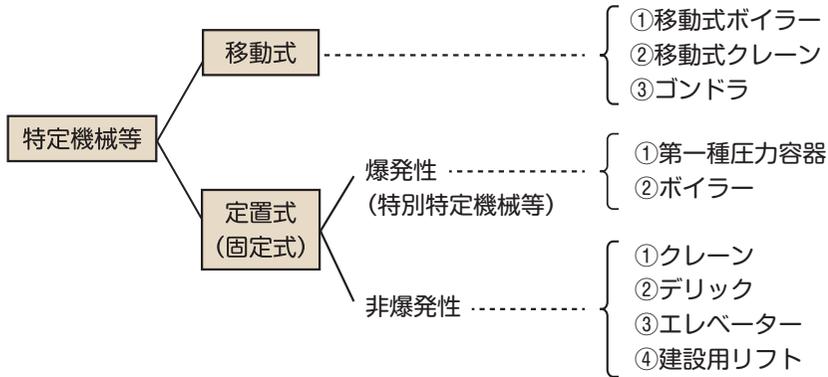
■ 特定機械等（法37条1項）

特に危険な作業を必要とする機械等として別表第1に掲げるもので、政令で定めるもの（以下「**特定機械等**」という）とは、次の機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く）をいう。

- ① **第一種圧力容器**（小型圧力容器等を除く）
- ② **ボイラー**（小型ボイラー等を除く）
- ③ つり上げ荷重が**3トン以上**（**スタッカー式クレーン**にあつては、1トン以上）の**クレーン**
- ④ つり上げ荷重が**3トン以上**の**移動式クレーン**
- ⑤ つり上げ荷重が**2トン以上**の**デリック**
- ⑥ 積載荷重が**1トン以上**の**エレベーター**（簡易リフト及び建設用リフトを除く）
- ⑦ ガイドレール等の高さが**18メートル以上**の**建設用リフト**（積載荷重が0.25トン未満のものを除く）
- ⑧ **ゴンドラ**

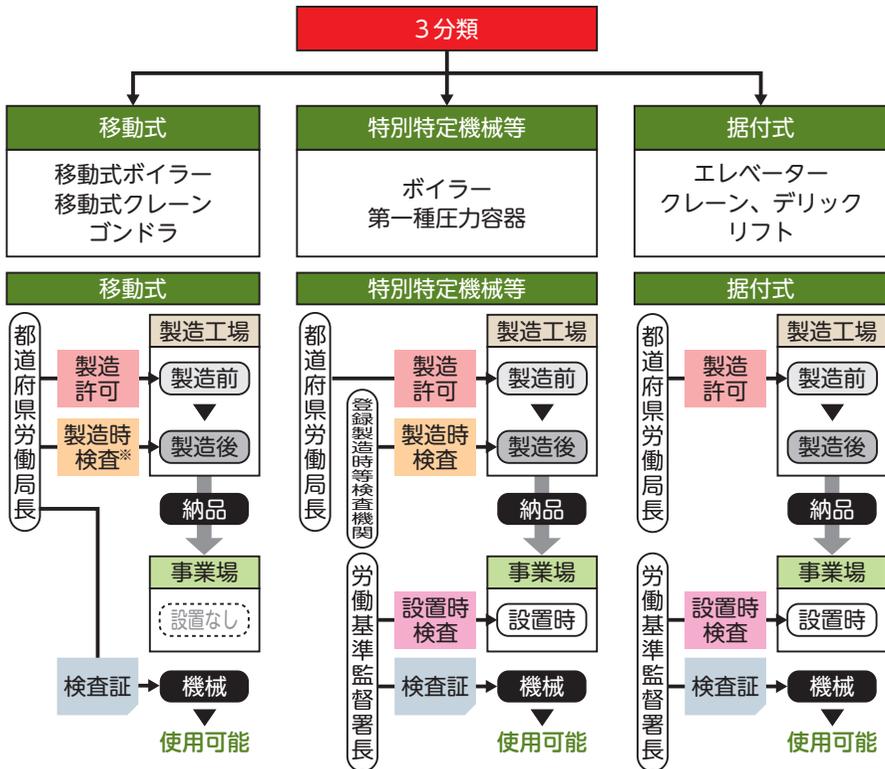


ガイドレール等の高さが18メートル以上、という数字については、③～⑥のトン数の数字を掛け算して、「 $3 \times 3 \times 2 \times 1 = 18$ 」と覚えるのは伝統的な記憶法です。



※特定機械等の中で、更に爆発性のある特に危険なものを**特別特定機械等**といい、**第一種圧力容器**と**ボイラー**がそれに該当する。

許可・検査の流れ



※特別特定機械等（ボイラー（移動式ボイラーを含む）及び第1種圧力容器をいう。）については、**登録製造時等検査機関**が製造時等検査を行う。

検査証の有効期間

①	デリック、クレーン（移動式クレーンを含む） … 2年間
②	建設用リフト … 設置から廃止までの期間
③	その他の特定機械等 … 1年間



製造時等検査に合格した特定機械等（ボイラー、第1種圧力容器、移動式クレーン、ゴンドラ）のうち、移動式のもの（移動式ボイラー、移動式クレーン、ゴンドラ）について検査証を交付するのは、都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関である！

■ 個別検定・型式検定

1 個別検定

特定機械等以外の機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの（型式検定の対象となる機械等を除く）のうち、一定の機械等を**製造**し、又は**輸入**した者は、厚生労働大臣の登録を受けた者（**登録個別検定機関**）が個々に行う当該機械等についての検定（**個別検定**）を受けなければなりません。

●対象機械

- ① ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電気的制動方式のもの
- ② 第2種圧力容器
- ③ 小型ボイラー
- ④ 小型圧力容器

※なお、本邦の地域内で使用されないことが明らかなものについては、個別検定を受ける必要はない。

※個別検定に合格した旨の表示は、機械等の見やすい箇所に、①については**個別検定合格標章**を付し、②③④については**刻印を押すか又は刻印を押した銘板を取り付ける**方法によって行う。